

事 務 連 絡

令和 6 年 2 月 28 日

各都道府県建設業協会

専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会

事 業 部

蛍光ランプの製造・輸出入廃止に向けた周知について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先に開催された「水銀に関する水俣条約締約国会議」において、水銀添加製品である一般照明用の蛍光ランプを、その種類に応じて、2027 年末までに製造及び輸出入を段階的に廃止することが決定されました。

廃止対象となる蛍光ランプは、期限以降の製造及び輸出入が廃止されますが、廃止期限後においても在庫品の流通・販売や既存製品の継続使用は可能です。そこで、計画的な LED 化を進めていただくとともに、引き続き当該蛍光ランプの使用が必要である場合には、在庫切れとなる前に必要数を調達いただくよう、別添のとおり、経済産業省・環境省より国土交通省に対し、周知依頼がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件につきまして、貴会会員企業の皆様に対して周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

・01_経済産業省・環境省周知依頼文書

(担当) 事業部 八重樫

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp